

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社醍醐管理
代表者及び住所 京都府京都市伏見区醍醐西大路町128-13
代表取締役 山本 勝
2. 指名停止措置期間 : 令和7年5月9日から令和7年7月8日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 兵庫国道事務所発注の「国道43号五合橋歩道橋他昇降設備点検保守業務」において、令和7年3月10日に開札を行ったところ、株式会社醍醐管理が最低額入札者であったが、入札金額が調査基準価格を下回っていたため、落札決定を保留し、当該業者に低入札価格調査の資料提出を求めた。
しかしながら、令和7年3月19日に、当該業者は入札価格に部品費の計上を失念しており、本入札価格で業務を履行できないと判断し、同日付で低入札価格調査のヒアリングを辞退する旨の辞退届の提出があったものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社醍醐管理が低入札価格調査を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

(不正又は不誠実な行為)
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)